

## 管理美容師制度についての当組合の見解

当組合はこの制度が昭和46年に法制化された際、「屋上屋を重ねる」、「美容師に過大な負担を掛ける」として、組織を上げて反対の意思表示を行い、反対運動を展開致しました。

去る平成22年5月24日、公益法人に対する事業仕分けが行われ、管理美容師制度が（財）理容師美容師試験研修センターの事業として行われていることについて、「事業廃止」の結論が出されたました。

この法律が施行されて以降、（財）日本理容美容協会、平成5年以降は（財）理容師美容師試験研修センターが、この講習会を独占事業として、京都府を除く全ての都道府県知事から指定を受け、今日まで高額の受講料を取り講習会を実施して参りました。同時に当組合は、反対運動を展開した建前上、京都府知事から「講習団体」の指定を受けて、京都府美容業生活衛生同業組合が独自で講習会を実施して参りました。

平成21年、この事業で多くの累積赤字を抱えている（財）理容美容試験研修センターが受講料を上げると共に講師の謝礼まで増額するにおよび、当組合はこの運営に疑問を持ち、京都府に意見を求めたところ、受講料や講師の謝礼は京都独自の運用が可能であるという見解を頂戴しました。従って平成22年から受講料を値下げして講習会を実施する予定をしておりました矢先の事業仕分けでした。

その意向を受けて平成22年度の講習会は、受講料13,000円ということで、実施することと致しました。勿論、テキストの制作など京都独自で作成しておりますので、現時点では、受講料のコストは13,000円ということになりましたが、合理化をすれば更に安い受講料で実施可能と思われれます。

5月24日以降、この事業仕分けが報道されるや、様々な問い合わせが寄せられております。代表的なものは「今後この資格は不要になるから講習を受けなくて良いのか」「今まで高い受講料を支払って時間を掛けて資格を取ったのに、この資格が不要になるのは詐欺ではないか」などです。

思うに全国で数十万人の既受講者に対して、この制度が「烏有に帰す」と言うことになれば、それは党派を問わず施政者に対する「政治不信」を助長する

ことにもなりかねません。今まで長期に亘り放任してきた業界、政治家の責任は重いと思います。

そのため管理理美容師講習会の内容を変えて、時間数、受講料を全面的に見直せば、有益な講習会になると思います。例えば講習内容を絞り込み、

1. 最新の感染症や流行性疾患の知識
2. 認可されていない薬液の危険性やそれに関連する知識
3. 高齢化の時代に備えた美容介護の知識
4. 管理であるので従業員を雇用する際に必要な労働基準法、労働保険などの知識

などにすれば良いと思います。講習時間も10時間程度に収まり、受講料も低廉で済み、また時宜に応じた衛生管理や公衆衛生についての知識を学ぶことも可能です。

現行法でも知事権限で講習団体が指定できることは可能ですから、理美容業生活衛生同業組合などが指定されれば、中抜きはなくなり受講者の負担は大幅に軽減されます。

今後もこの方針で管理理美容師制度の見直ししていただくよう、関係機関に働きかけて行く所存です。関係者のご理解とご協力をお願い申し上げます。